

# 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、高齢者等の暮らしを社会全体で支える仕組みです。40歳以上の方が加入者（被保険者）となり介護保険料を納め、介護が必要となった時に費用を一部負担することで、様々なサービスを利用できる制度です。

65歳以上の方の介護保険料については、10月の消費税引上げに伴い、低所得者の保険料軽減が拡大されています。詳しい内容は、リーフレット「あなたの介護保険料を確認しましょう」を各世帯に配布していますので、そちらをご確認ください。

普通徴収の方（納付書で納める方）に令和元年度分の介護保険料の納入通知書をお送りしました。介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となりますので、納期限までに納付しましょう。

また、特別徴収の方（年金から天引きとなる方）には、特別徴収する保険料額等を記載した通知書をお送りしていますので、ご確認ください。



## 介護保険料の減額制度があります

生活困窮により、介護保険料の納付が困難な方を対象とした減額制度を実施しています。

減額が決定すると、介護保険料段階が第2段階の方は第1段階の保険料額に、第3段階の方は第2段階の保険料額にそれぞれ減額されます。対象となる方は、久慈広域連合又はお住まいの市町村の介護保険担当課で申請してください。

### 【対象となる方】

- ・介護保険料段階が第2段階又は第3段階の方
- ・世帯の年間収入が120万円以下の方（世帯員が3人以上の場合は、1人につき40万円を加算）
- ・固定資産税評価額が一定基準以下の方

### 【申請に必要なもの】

- ・介護保険料納入通知書又は特別徴収額決定通知書
- ・収入額を証明できる書類
- ・印鑑

問い合わせ先  
介護保険課 TEL 0194-61-3355

## 消防本部からのお知らせ



### ○違反対象物の公表制度のご案内

建物を利用するとき、自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、建物の重大な消防法令違反をホームページで公表します（令和2年4月1日から）。

重大な消防法令違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないものをいいます。

公表の対象となるのは、不特定多数が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報（建物名、住所、違反の内容等）です。

